吸収合併に係る事後開示書面

2024 年 12 月 1 日
株式会社シーイーシー
代表取締役社長　姫野 貴

株式会社シーイーシー（以下「当社」といいます。）及び株式会社 ASSO（以下「ASSO」といいます。）は、2024 年 9 月 25 日付で吸収合併契約書を締結し、当社を吸収合併存続会社、ASSO を吸収合併消滅会社、効力発生日を 2024 年 12 月 1 日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。
本合併に際し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日
2024 年 12 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過
(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第 784 条の 2）
会社法第 784 条の 2 の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。
(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）
ASSO の株主は当社のみであり、当社は ASSO の特別支配会社に該当することから、会社法第 785 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。
(3) 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）
ASSO は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。
(4) 債権者の異議（会社法第 789 条）
ASSO は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 10 月 10 日付の官報において、本合併に関する公告を行い、また、同日付で知れている債権者に対して個別催告を行いましたが、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過
(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）
本合併は、会社法第 796 条の 2 第 1 項ただし書に規定する場合（簡易吸収合併）に該当するため、該当事項はありません。
(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）
本合併は、会社法第 797 条第 1 項ただし書に規定する場合（簡易吸収合併）に該当す

るため、当社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はおりませんでした。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 10 月 10 日付で官報及び電子公告において、債権者に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2024 年 12 月 1 日をもって、ASSO からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙に記載のとおりです。

6. 本合併の変更の登記をした日

本合併の効力発生日である 2024 年 12 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

(1) ASSO は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。

(2) 当社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき本合併に反対する旨を通知した当社の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はいませんでした。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

（次頁以降に添付のとおり）

吸収合併に係る事前開示書面

2024 年 10 月 10 日
株式会社シーイーシー
代表取締役社長　姫野 貴

株式会社シーイーシー（以下「当社」といいます。）及び株式会社 ASSO（以下「ASSO」といいます。）は、2024 年 9 月 25 日付で吸収合併契約書を締結し、当社を吸収合併存続会社、ASSO を吸収合併消滅会社、効力発生日を 2024 年 12 月 1 日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことにいたしました。

本合併に際し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事項は、以下のとおりです。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容
別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項
本合併に際して株式その他の金銭等の交付を行いませんが、ASSO は当社の完全子会社であることから、かかる取扱いは相当と考えております。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項
該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社に関する事項
(1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 のとおりです。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日以後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本合併の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。以上より、本合併の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みはあるものと判断しております。

以上

別紙１

吸収合併契約

（次頁以降に添付のとおり）

吸収合併契約書

株式会社シーイーシー（以下「甲」という。）及び株式会社 ASSO（以下「乙」という。）は、2024 年 9 月 25 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社
（商号）株式会社シーイーシー
（住所）神奈川県座間市東原五丁目 1 番 11 号

(2) 乙：吸収合併消滅会社
（商号）株式会社 ASSO
（住所）神奈川県座間市東原五丁目 1 番 11 号

第 3 条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第 4 条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

第 5 条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024 年 12 月 1 日とする。但し、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 6 条（簡易合併・略式合併）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定を行うものとする。なお、甲は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併の規定により、乙は、同法第 784 条第 1 項に定める略式合併の規定により、それぞれ本契約につ

いて株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。

第 7 条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第 6 条に定める甲又は乙の適法な機関決定による承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第 9 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 10 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2024 年 9 月 25 日

甲： 神奈川県座間市東原五丁目 1 番 11 号
株式会社シーイーシー
代表取締役社長　姫野 貴　　㊞

乙： 神奈川県座間市東原五丁目 1 番 11 号
株式会社 ASSO
代表取締役社長　酒井 靖男　　㊞

別紙２

決　算　報　告　書

（第 19 期）

自　令和 2年10月 1日
至　令和 3年 9月30日

株式会社 ＡＳＳＯ

貸　借　対　照　表

令和 3年 9月30日　現在

株式会社 ＡＳＳＯ　　（単位：　　円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	118,265,296	【流動負債】	9,978,518
現金及び預金	93,230,347	未払金	3,891,723
売掛金	19,598,988	未払費用	1,674,970
貸倒引当金	-110,000	未払法人税等	513,200
前渡金	5,000,000	未払消費税等	1,757,300
前払費用	536,121	預り金	2,141,325
預け金	9,840	負債の部合計	9,978,518
【固定資産】	5,295,355	純資産の部	
【有形固定資産】	3,710,355	【株主資本】	113,582,133
建物附属設備	471,960	資本金	20,000,000
車両運搬具	3,121,060	利益剰余金	93,582,133
一括償却資産	117,335	その他利益剰余金	93,582,133
【投資その他の資産】	1,585,000	繰越利益剰余金	93,582,133
敷金	1,570,000		
差入保証金	15,000	純資産の部合計	113,582,133
資産の部合計	123,560,651	負債及び純資産合計	123,560,651

損　益　計　算　書

自　令和 2年10月 1日
至　令和 3年 9月30日

株式会社 ＡＳＳＯ　　（単位：　　円）

科　　目	金　　額	
【売上高】		
売　　上　　高	158,447,310	
売　上　高　合　計		158,447,310
売 上 総 利 益 金 額		158,447,310
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		139,763,022
営　業　利　益　金　額		18,684,288
【営業外収益】		
受　　取　　利　　息	779	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	130,000	
営　業　外　収　益　合　計		130,779
経　常　利　益　金　額		18,815,067
税引前当期純利益金額		18,815,067
法　　人　　税　　等		4,939,700
当　期　純　利　益　金　額		13,875,367

販売費及び一般管理費内訳書

自　令和 2年10月 1日
至　令和 3年 9月30日

株式会社 ＡＳＳＯ　　（単位：　　円）

科目	金額	
役員報酬	9,150,000	
役員賞与	1,000,000	
給料手当	65,224,095	
賞与	8,975,500	
法定福利費	13,804,010	
福利厚生費	228,191	
外注費	16,367,118	
広告宣伝費	1,443,200	
接待交際費	521,536	
会議費	8,010	
旅費交通費	1,084,098	
通信費	201,708	
消耗品費	417,113	
事務用消耗品費	84,506	
水道光熱費	177,845	
新聞図書費	47,097	
支払手数料	815,039	
車両費	713,896	
地代家賃	5,166,360	
保険料	215,270	
租税公課	12,077,000	
寄付金	30,000	
減価償却費	1,856,204	
貸倒引当金繰入額	110,000	
雑費	45,226	
販売費及び一般管理費合計		139,763,022

株主資本等変動計算書

自　令和 2年10月 1日
至　令和 3年 9月30日

株式会社 ＡＳＳＯ　　（単位：　　円）

【株主資本】

資本金	当期首残高		20,000,000
	当期末残高		20,000,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		79,706,766
	当期変動額	当期純利益金額	13,875,367
	当期末残高		93,582,133
利益剰余金合計	当期首残高		79,706,766
	当期変動額		13,875,367
	当期末残高		93,582,133
株主資本合計	当期首残高		99,706,766
	当期変動額		13,875,367
	当期末残高		113,582,133
純資産の部合計	当期首残高		99,706,766
	当期変動額		13,875,367
	当期末残高		113,582,133

注　　記　　表

株式会社 ＡＳＳＯ

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 引当金の計上基準
　①貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について、
　　法人税法上の規定による法定繰入率により計上

2. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
　①収益及び費用の計上基準
　　収益認識　実現主義による引渡基準
　　費用認識　発生主義により収益に対応(個別対応又は期間対応)させて認識

　②消費税等の会計処理
　　消費税等の会計処理は、税込方式による。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　7,500,490円

以上のとおり報告します。

令和 3年11月22日

株式会社 ＡＳＳＯ

代　表　取　締　役　　鷲巣　留美